

群馬県法教育推進協議会運営要領（案）

平成 26 年 1 月 22 日

（名称）

- 1 この会は群馬県法教育推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

- 2 協議会は、群馬県において法教育等に取り組む機関団体等のネットワークを構築し、以下の事項を中心に、本県で学ぶ子どもたちに法的なものの見方や考え方を育成するとともに、学校関係者や保護者等と連携し子どもたちの健全育成の推進を図ることを主たる目的とする。
 - ア 学校への出前授業の実施及び P T A 等への研修会等への講師派遣等の推進及び関連情報の提供
 - イ 学校における法教育等に関わる授業の支援（示範授業・授業研究会等の実施、研究協議会等の開催、法教育に関わるカリキュラムの構築、教材開発、情報提供等）
 - ウ その他（裁判傍聴、模擬裁判、法に関わる作文や小論文の募集等）

（組織）

- 3 協議会は、法教育等に取り組む機関、団体、個人並びに学校関係者および P T A 関係者をもって組織する。

（役員）

- 4 協議会の役員に会長 1 名、副会長 1 名を置く。任期は 1 年とし再選は妨げない。

（会議）

- 5 協議会は、定例会を毎年度 1 回、研究協議会を同 1 回開くことを原則とする。
会長が必要と認めたとき、又は一定の構成メンバーから要請があったときには臨時会を開くことができる。

（経費）

- 6 協議会が経費を必要とするときは、会議において協議する。

（事務局）

- 7 協議会の事務局は当面高崎市教育委員会に置く。事務局員は会長が委嘱し、庶務を担当する。

（その他）

- 8 その他協議会の運営について必要な事項は、その都度会議において協議する。

群馬県法教育推進協議会設立総会

日時：平成26年1月22日(水) 13:30～

場所：群馬県庁昭和庁舎 34会議室

次 第

- 1 開会
- 2 発起人挨拶
高崎健康福祉大学人間発達学部 学部長 森部 英生
- 3 来賓祝辞
群馬県教育委員会 教育長 吉野 勉 様
- 4 出席者紹介（自己紹介）
- 5 協議等
 - (1) 群馬県法教育推進協議会運営要領について
 - (2) 役員の承認について
 - (3) 群馬県における法教育の取組等について
 - (4) 群馬県法教育推進協議会の今後の取組等について
 - ① 法教育等に関する調査
 - ② 平成26年度総会及び研究協議会
 - ③ その他
 - (5) その他
 - ・法教育に関わる法務省の取組等について
- 6 閉会

群馬県法教育推進協議会 出席者名簿（順不同一敬称略）

機関・団体名等	職名等	氏名
前橋地方裁判所	総務課長	大沼 剛
前橋家庭裁判所	総務課長	佐藤 潔
前橋地方法務局	次長	諏訪 和則
前橋地方検察庁	検事 検察広報官	橋詰 悠佑 星野 誠志
前橋刑務所	庶務係長	木村 英昭
赤城少年院	次長	亀井 裕之
榛名女子学園	次長	久保川浩史
前橋少年鑑別所	庶務課長	中島 賢一
前橋保護観察所	企画調整課長	林 京子
群馬弁護士会	弁護士 弁護士 弁護士	都木 幹仁 星野 啓次 稲毛 正弘
群馬県司法書士会	法教育委員会 委員長	鈴木 克利
法テラス群馬	事務局長	和田 啓子
群馬保護司連合会	会長	茂木 英重
群馬県警察本部	少年課次席	加部 勝弘
群馬県教育委員会	教育次長（指導担当） 義務教育課長 高校教育課長	須永 光明 久保 信行 鵜生川隆之
群馬県小学校長会	会長（前橋市立中央小学校長）	清水 英明
群馬県中学校長会	会長（前橋市立箱田中学校長）	立見 康彦
群馬県高等学校長協会	公民部会長（県立前橋東高等学校長）	服部 潤
群馬県私立中学高等学校協会	会長（樹徳中学校・高等学校長）	野口 秀樹
群馬県小中学校PTA連合会	会長	早川 毅
群馬県高等学校PTA連合会	副会長（県立高崎高校PTA会長）	喜美候部 謙史
上毛新聞社	文化生活部長・N I E担当	久保田 健
前橋市立前橋高等学校	教諭	上原 功
高崎健康福祉大学	人間発達学部 学部長	森部 英生
高崎市教育委員会	教育長	飯野 眞幸
法務省	大臣官房司法法制部付	毛利 栄吉

子供を加害・被害ゼロに

相次ぐいじめやインターネット掲示板での中傷書き込みなどが問題となる中、子供に法的な考え方を身に付けさせる教育に取り組む「県法教育推進協議会」が22日、発足した。教育や法曹関係者、行政など関係団体が一堂に会した。法務省によると、法教育に関して都道府県レベルで一体的に取り組む組織が立ち上がるのは全国初だという。(椎名高志)

全国初の県法教育推進協

法教育は裁判員制度導入を契機として法務省が中心となつて進めてきた。昨年6月には「いじめ防止対策推進法」が成立するなど規範意識の向上が一層の課題とされてきたが、法教育は教員個々や学校レベルにとどまっておろ、浸透しきれていないのが実情だといふ。

このため、長年、いじめ防止対策に取り組んでいる高崎市教育局の飯野真幸教育長らが「県で関係機関のネットワークを構築する必要がある」と発起人となり、調整をつづけて協議会の発足にきつじた。

会長には、発起人の一人で高崎健康福祉大学人間発達学部部長が就任し、事務局が事務局が事務局として構成された。

協議会に参加したのは、県教委▽前橋地裁▽同家裁▽前橋地方法務局▽群馬弁護士会▽県小中学校PTA連合会など26団体。

設立総会では、各団体の法教育への取り組みが報告された。この日は法務省の職員も出席し、会が発展し法教育が浸透していくよう協力をしたいと表明した。事務局長は「現実的な取り組みを積み重ねていきたい。とにかく、子供を加害者にも被害者にもしたくないという思いが強い」と話して



設立総会で経過を報告する高崎市の飯野教育長と、森部英生・高崎健康福祉大学人間発達学部長、吉野勉・県教育長(右から) 22日、県庁昭和庁舎

法教育子どもを守る盾に

1/23(木) 朝日

教育・法曹団体「推進協」立ち上げ

いじめやインターネット絡み犯罪などに巻き込まれる危険が増す中、子どもたちを被害者や加害者にならないため、連携して法の知識を身につけてもらうこと、県内の20余りの教育・法曹団体が22日、「県法教育推進協議会」を設立した。

協議会では、法務省は2003年に学級経歴教育法による法教育推進組織を設立。裁判員制度導入を機に裁判所や検察庁、弁護士会も学校向けの法廷見学や出張授業などに取り組んでいる。ただ、手を挙げる小中高校は少なく、現場に浸透してこなかった。

このため、法曹界と学校現場を結びつける組織としてこの協議会ができた。法務省によると、都道府県単位の協議会設立

弁護士の出前授業など検討

立は初めて。会長は森部英生・高崎健康福祉大学人間発達学部長を選んだ。

初会合では、法曹界などが学校向けに何が出来るか、学校側は何を求めているか意見交換し、法曹側が可能な取り組みを一覧にして小中学校に示すことになった。検事や弁護士による出前授業の推進、弁護士と教師による「コラボ授業」などが検討されている。

森部会長は「設立を呼びかけた飯野真幸・高崎市教育局長は「ネット社会の進展で、無意識のうちに関手を傷つけたら、犯罪に巻き込まれたりする可能性が増している。法律の専門家に学び、助けを受けられるよう、いじめや違法行為を未然防止したい」と話す。

(渡瀬雄二)

法教育推進 決意新たに

県庁で協議会総会
教育現場で法や司法の学習機会を充実させることを目的とした「県法教育推進協議会」の設立総会が22日、県庁昭和庁舎で開かれた。法曹や教育など26団体の約40人が集まり、子どもの規範意識を養おうと決意を新たにした。

総会で、発起人の森部英生・高崎健康福祉大学人間発達学部長が会長、県教委の須永光明教育次長(指導担当)が副会長に決まった。関係機関や団体の法教育の取り組みを調査して学校に周知したり、学校側の要望をまとめるなどの取り組みを進める。

協議会には、法務省や前橋地裁、前橋地検、群馬弁護士会、県警、県教委などが参加する。県教委の吉野勉教育長は「いろいろな機関がネットワークをつくることで子どもの健全育成に取り組むのは素晴らしい」と強調した。

決意

協議会では、法務省や前橋地裁、前橋地検、群馬弁護士会、県警、県教委などが参加する。県教委の吉野勉教育長は「いろいろな機関がネットワークをつくることで子どもの健全育成に取り組むのは素晴らしい」と強調した。

設立総会では前橋地裁や法務省、県警、県教委、県小中学校PTA連合会など26機関・団体の担当者が出席。設立発起人で、高崎健康福祉大の森部英生・人間発達学部長を会長に選んだ。

今後、法教育に関する要望調査の結果をもとに年間計画を決めるほか、11月以降、出前授業や法曹側・教員側の協力授業の参観をセッティングした研究協議会を開催することなどが了承された。